

糸島市補助金設計書

所管課	農林水産課
-----	-------

補助金名称	鳥獣被害防止総合対策事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	【内規】糸島イノシシ被害防止対策事業運用内規

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策 __ 農業生産基盤を整備し、農産物の低コスト化を推進する

1 補助の目的

糸島市内において農作物に被害を与えるイノシシ、アナグマ等の侵入を防ぐために侵入防護柵を設置する。農作物の被害を防止することにより農業者の生産意欲の高揚と経営の安定化を図ることを目的とする。

2 成果指標

成果指標：イノシシ、アナグマによる農産物の被害額
目標値：平成28年度被害額 55,672千円 平成32年度 38,970千円

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

国庫補助事業を活用しイノシシ侵入防止柵（金網柵、電気柵）を購入する事業。協議会が取りまとめて国庫補助事業の申請を行い、購入した侵入防止柵を設置申請農業者へ配布し、農業者が侵入防止柵を設置する。

補助対象者

糸島市鳥獣害防止対策協議会

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

国庫補助事業による鳥獣被害防止総合対策交付金の割当額より設置申請が多い場合は、農業者に負担金が発生する。農業者の負担割合が事業費の10%を超える場合、超えた額を市費補助金の補助対象経費とする。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率：補助対象経費の1/3以内

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成30年度まで